5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naoki Miyamoto, Director of Pension Service Planning Division, Pension Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operational management business of server operation system in public pension for statistics 1 set
⑷　Fulfillment period : From date of contract to March 31, 2020
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade “A”, Grade “B”, or Grade “C” on “offer of services etc.” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018
④　are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract
⑤　prove to have no false statement in tendering documents
⑥　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑦　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 11 : 00 AM, October 31, 2017
⑻　Contact point for the notice : Jun Hirose, Accounts Office, Pension Service Planning Division, Pension Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100―8916 TEL 03―5253―1111 ext. 3550

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年9月8日
支出負担行為担当官
東京航空局長　山口　勝弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空財第191号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　購入等件名及び数量　東京国際空港エプロン監視用ＩＴＶ装置機器購入
⑶　納入場所
東京空港事務所：東京都大田区羽田空港３－３－１
⑷　調達件名の特質等
【仕様】
東京国際空港におけるＢ滑走路北側エプロン地区及びＮ地区の整備に伴うカメラ増設のための必要となる機器を購入するものである。
【内容】
購入機器概要
１．ＩＴＶ本体設置機器
１）カメラ装置（雲台を含む）　６台
２）光変換ＢＯＸ　６台
２．カメラ制御盤
１）外部筐体　６台
２）光成端箱　６台
３）電源部　６台
３．ＩＴＶ制御装置
１）収容架　１台
２）光成端部　１式
３）光変換器　６台
４）ＬＡＮシリアル変換器　６台
５）スポットＩＮ／ＯＵＴ検知用画像処理装置　６台
６）タイトルジェネレーター　６式
７）エンコーダ　６台
８）スイッチングＨＵＢ　１台
９）録画装置　１台
10）制御装置　２台
11）ＫＶＭ＆ＬＡＮ切替スイッチ　１台
12）電源部　１台
４．操作装置
１）ＩＴＶ操作端末　１台
２）操作用モニター　１台
⑸　納入期限　平成30年２月28日まで
⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　特記仕様書の機器仕様に示す性能等を満足させる物品を納入できる者であること。
3　入札手続き方法等
⑴　担当部局　〒102―0074 東京都千代田区九段南１－１－15九段第二合同庁舎　東京航空局総務部契約課　ＴＥＬ03―6880―1505　ＦＡＸ03―6880―1506
⑵　入札説明書の交付方法　平成29年10月10日まで無償で貸与するので、入札参加希望者は必ず交付を受けること。但し、休日を除く10時00分から17時00まで。
⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期限　平成29年10月11日14時00分までに必着。
⑷　入札書の提出期限
ⓐ　電子調達システムにより入札する場合　開札日前日の平成29年11月２日16時00分まで。
ⓑ　郵送等により入札書を提出する場合　開札日前日の平成29年11月２日までに必着。
ⓒ　持参により入札書を提出する場合　開札日時の平成29年11月６日10時00分に持参。
⑸　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/
⑹　開札日時及び場所　平成29年11月６日10時00分　東京航空局総務部経理課
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札参加者に要求される事項　開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
⑷　競争参加資格の確認　競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
⑸　入札の無効　競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑹　入札方法　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（円位未満端数切捨。）をもって落札価格とする。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。